

○総務省告示第四百四十九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣 山本 早苗

別表中

愛知県

中部テレコミュニケーション株式会社

岐阜県

中部テレコミュニケーション株式会社

愛知県

中部テレコミュニケーション株式会社

を

和歌山県

株式会社ケイ・オプティコム

--	--

に改める。

--	--	--

を

--	--

に、

香川県	和歌山県
株式会社STNet	株式会社ケイ・オプティコム

香川県	徳島県
株式会社STNet	株式会社STNet